

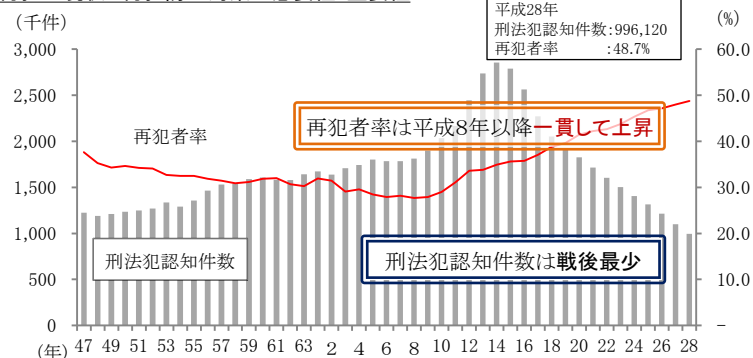
再犯防止推進計画(案) (概要)

計画期間:平成30年度から平成34年度

I 再犯防止推進計画策定の目的

再犯防止推進計画の位置付け

再犯の現状と再犯防止対策の必要性・重要性



安全・安心な社会を実現するためには、再犯防止対策が必要不可欠

再犯防止に向けた取組の課題

刑事司法関係機関による取組のみでは、限界が生じている



犯罪をした者等が地域社会で孤立しないための「息の長い」支援など、
国・地方公共団体・民間協力者が一丸となった取組が重要

再犯防止推進法の制定と再犯防止推進計画の策定

平成28年12月、再犯防止推進法が議員立法により全会一致で成立

外部有識者を含む検討会において、以上のような状況を踏まえ、
今後の再犯防止施策の在り方について検討

平成29年12月 再犯防止推進計画を閣議決定

5つの基本方針

- ① 「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、国・地方公共団体・民間の緊密な連携協力を確保して再犯防止施策を総合的に推進
- ② 刑事司法手続のあらゆる段階で切れ目のない指導及び支援を実施
- ③ 犯罪被害者等の存在を十分に認識するとともに、犯罪をした者等に、犯罪の責任や犯罪被害者の心情等を理解させ、社会復帰のために自ら努力させることの重要性を踏まえて実施
- ④ 犯罪等の実態、効果検証・調査研究の成果、民間団体等の意見等を踏まえ、社会情勢等に応じた効果的な施策を実施
- ⑤ 再犯防止の取組を広報するなどにより、広く国民の関心と理解を醸成

II 今後取り組んでいく施策

7つの重点課題とその具体的施策

① 就労・住居の確保

- 職業訓練・就労支援を充実させるとともに、職場定着に向けたフォローアップを実施
- 協力雇用主に対する支援を充実させるとともに、協力雇用主の社会的評価向上の取組等を実施
⇒ 国による雇用の推進、協力雇用主の受注の機会の増大 等
- 就労と福祉の狭間にある者に対し、障害者支援事業やソーシャルビジネスと連携した支援を実施
- 矯正施設出所後の適切な帰住先の調整や、更生保護施設等の一時的住居の確保を更に充実
- 一時的住居の確保に留まらず、地域社会における定住先の確保に向けた取組を実施
⇒ 住居提供者に対する支援、公営住宅への入居における特別の配慮、賃貸住宅の供給の促進 等



② 保健医療・福祉サービスの利用の促進

- 刑事司法関係機関、地域生活定着支援センター、保健医療・福祉関係機関等との連携を強化
- 刑事司法手続の入口(起訴猶予等)から出口(矯正施設出所)まであらゆる段階で福祉サービス利用を支援
⇒ より効果的な入口支援のための刑事司法関係機関と保健医療・福祉関係機関の連携の在り方の検討 等
- 薬物事犯者に対する指導等の充実を図るとともに、より効果的な再犯防止の在り方を検討
⇒ 薬物指導体制の整備、海外における拘禁刑に代わる措置も参考にした効果的な再犯防止方策の検討 等
- 薬物依存症の治療・支援機関の整備や自助グループを含む民間団体への支援、治療・支援に当たる人材の育成を推進

③ 学校等と連携した修学支援

- 学校・地域における児童生徒の非行の未然防止に向けた支援を実施
- 犯罪・非行による学校教育の中断防止や地域社会で再び学ぶための支援を実施
⇒ 矯正施設内での学びの継続に向けた取組の充実、矯正施設からの進学・復学の支援 等



④ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導

- 適切なアセスメントと特性に応じた効果的な指導等の実施
⇒ 性犯罪者、ストーカー加害者、再犯リスクの高い暴力団関係者等、可塑性に富む少年・若年者、特有の問題を抱える女性、発達上の課題を有する者等に対するそれぞれの特性に応じた指導等の実施
- 再犯の実態把握や指導等の効果検証及び効果的な処遇の在り方に関する調査研究の実施

⑤ 民間協力者の活動促進、広報・啓発活動の推進

- 保護司、更生保護女性会、BBS会、少年警察ボランティアその他民間協力者に対する支援を実施
⇒ 若年層を含めた幅広い年齢層の民間協力者の開拓、更生保護サポートセンターの設置の推進 等
- 民間協力者が再犯防止活動を実施しやすい環境の整備を推進
⇒ 更生保護事業の在り方の抜本的見直し、民間資金の活用の在り方の検討 等
- 社会を明るくする運動を始めとする広報・啓発活動を推進するとともに、民間協力者に対する表彰を実施
⇒ 民間協力者に対する表彰 等



⑥ 地方公共団体との連携強化

- 国が地方公共団体を支援し、地方公共団体による再犯防止の取組を促進
⇒ 地域のネットワークにおける取組の支援、地方再犯防止推進計画の策定等の促進 等
- 地方公共団体に情報や知見を提供・共有するなどして、国と地方公共団体の連携を強化

⑦ 関係機関の人的・物的体制の整備

- 再犯防止関係機関の職員体制の整備や職員研修の充実、矯正施設の利用環境整備を実施



4つの成果指標を設定し、本計画に基づく具体的施策の実施状況・効果について適切にフォローアップ

- | | |
|---------------------------|-------------------|
| ① 刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯率 | ② 新受刑者の再入者数及び再入率 |
| ③ 出所受刑者の2年以内再入者数及び2年以内再入率 | ④ 主な罪名・特記別2年以内再入率 |

「再犯防止に向けた総合対策」、「宣言:犯罪に戻らない・戻さない」の数値目標を確実に達成し、国民が安全で安心して暮らせる「**世界一安全な日本**」を実現

(総合対策:2年以内再入率の20%以上減(H33まで・基準値20%) 宣言:犯罪に戻らない・戻さない:実際に雇用する協力雇用主を3倍(H32まで・基準値約500社)、帰るべき場所がない出所者を3割以上減(H32まで・基準値6,400人))